

**「建築基準法第43条第2項第1号の規定による認定申請書」及び
「建築基準法第43条第2項第2号の規定による許可申請書」の提出について**

1. 申請書提出部数・手数料等

● 手続きの際は、必ず、事前に各申請の認定権者または許可権者に相談すること。

	A. 法第43条第2項第1号認定 (認定権者：多治見市)	B. 法第43条第2項第1号認定 (認定権者：岐阜県東濃建築事務所)	C. 法第43条第2項第2号許可 (許可権者：岐阜県東濃建築事務所)
建物の対象	<p>* 4号建築物に限る</p> <p>①農道等の公共の用に供する道[※1] 規模・延べ面積 500㎡以内 用途・別表第1(イ)(一)の用途以外[※2] (集会場等以外の用途)</p> <p>②位置指定道路基準に適合する道[※1] 規模・延べ面積 500㎡以内 用途・一戸建ての住宅、長屋、兼用住宅(1種低層)[※3]</p> <p>[注] 県条例第8条、第9条～第22条の適用を受ける建築物は対象外</p>	<p>* 1～3号建築物に限る</p> <p>①農道等の公共の用に供する道[※1] 規模・延べ面積 500㎡以内 用途・別表第1(イ)(一)の用途以外[※2] (集会場等以外の用途)</p> <p>②位置指定道路基準に適合する道[※1] 規模・延べ面積 500㎡以内 用途・一戸建ての住宅、長屋、兼用住宅(1種低層)[※3]</p> <p>[注] 県条例第8条、第9条～第22条の適用を受ける建築物は対象外</p>	左記以外の場合
申請部数	2部 (正本・副本)	3部 (正本・副本・市控)	4部 (正本・副本・市控・消防)
提出先	多治見市役所開発指導課	多治見市役所開発指導課 (経由)	多治見市役所開発指導課 (経由)
手数料	27,000円 (振込) 申請時に納付する。	27,000円 (岐阜県収入証紙) 正本に添付する。	33,000円 (岐阜県収入証紙) 正本に添付する。

※1：法第43条第3項により、条例により敷地等と道路との関係に関して制限を不可されているものは認定の対象から除外

※2：劇場、映画館、演芸場、観覧場、公会堂、集会場その他これらに類するもので政令で定める用途以外

※3：第1種低層住居専用地域に建築することができる兼用住宅に限る (別表第2(イ)(二)に掲げる用途)

《参照》

建築基準法第6条第1項第4号の建築物 (多治見市が所管するもの)

建築物の区分	用途	構造	階数	延べ面積
4号建築物	特殊建築物	木造	2以下	200㎡以下
		非木造 (S造・RC造等)	1以下	
	特殊建築物以外	木造	2以下	500㎡以下
		非木造 (S造・RC造等)	1以下	200㎡以下
※ 木造については、高さ10m以下、軒の高さが9m以下のものに限る。				

特殊建築物 … 劇場、映画館、演芸場、観覧場、公会堂、集会場、病院、診療所 (患者の収容施設のあるもの)、ホテル、旅館、下宿、共同住宅、寄宿舎、学校、体育館、百貨店、マーケット、展示場、キャバレー、カフェ、ナイトクラブ、バー、ダンスホール、遊技場、倉庫、自動車車庫、自動車修理工場 等で、法別表第1に記載されたものに限る。

2. 添付図書（省令第1条の3第1項の表の（い）項及び（ろ）項）

● 各図面に明示すべき事項は、省令第1条の3第1項の表の（い）項及び（ろ）項を参考にすること。

提出書類	注意事項
<input type="checkbox"/> 申請書	<ul style="list-style-type: none"> ・法第43条第2項第1号認定 ⇒ 省令第48号様式 ・法第43条第2項第2号許可 ⇒ 省令第43号様式
<input type="checkbox"/> 委任状（任意様式）	<ul style="list-style-type: none"> ・申請者の自署または押印
<input type="checkbox"/> 各種占用等の許可書の写し	<ul style="list-style-type: none"> ・各種占用等の許可書に別添がある場合は、別添とも添付
<input type="checkbox"/> 当該道等（※）の所有者又は管理者の許可、同意及び承諾に関する書面	<ul style="list-style-type: none"> ＊市道の場合は除く
<input type="checkbox"/> 当該道等の登記簿謄本の写し	<ul style="list-style-type: none"> ・現在の所有者がわかるもの（3カ月以内のもの） ＊市道の場合は除く
<input type="checkbox"/> 公図	<ul style="list-style-type: none"> ・正本は法務局発行の原本を添付（3カ月以内のもの） 副本等は写しを添付 ・申請敷地及び通路等を朱書き表示（各々名称を明示） ・法定外公共物がある場合は、それぞれ色分け表示
<input type="checkbox"/> 付近見取図	<ul style="list-style-type: none"> ・住宅地図等以外で著作権侵害をしないもの ・当該道等から最寄りの建築基準法第42条の道路へ至るまでの経路（道路形状、延長・幅員の寸法等）を記入、色分け表示 ＊付近見取図に記入できない場合は、配置図に記入 ・当該道等に沿って過去に建築確認または許可若しくは認定を受けた物件を表示（確認・許可・認定等の番号及び交付日を記入）
<input type="checkbox"/> 配置図	<ul style="list-style-type: none"> ・当該道等の種類（農道、市管理道路等）を記入 ・現況写真の写真番号と方向を明示（例：①→、②→、←③）
<input type="checkbox"/> 敷地面積求積図	<ul style="list-style-type: none"> ・道路後退部分を除いた面積
<input type="checkbox"/> 建築面積及び延べ面積求積図	
<input type="checkbox"/> 各階平面図	
<input type="checkbox"/> 立面図（2面以上）	<ul style="list-style-type: none"> ・斜線の検討（断面図に記入しても可）
<input type="checkbox"/> 断面図（2面以上）	
<input type="checkbox"/> 地盤面算定表	<ul style="list-style-type: none"> ＊必要とする場合のみ
<input type="checkbox"/> 日影図	<ul style="list-style-type: none"> ＊必要とする場合のみ
<input type="checkbox"/> 現況写真	<ul style="list-style-type: none"> ・申請地及び当該道等を朱書き表示 ・法定外公共物がある場合は、それぞれ色分け表示 ・当該道等の全景 ・当該道等の幅員を明確に示すため、スケール（巻尺等）を入れて撮影（幅員全体写真、数値の拡大写真） ・当該道等の幅員の撮影箇所は、交差点付近（道の始点・終端）、申請敷地前、中間部分（当該道及び申請敷地の形状等により追加の場合あり） ・占用許可部分等がある場合は、その寸法がわかるように、スケール（巻尺等）を入れて撮影
<input type="checkbox"/> その他の書類	<ul style="list-style-type: none"> ① 法第43条第2項第1号認定（4号建築物） ：多治見市長が必要と認めて求める書類 ② 法第43条第2項第1号認定（2～3号建築物） ：東濃建築事務所長が必要と認めて求める書類 ③ 法第43条第2項第2号許可（その他） ：東濃建築事務所長が必要と認めて求める書類 ⇒ 東濃建築事務所 配布書類 参照

※当該道等 … 認定または許可申請に係る道路に代わる道、通路、公園等